

練馬区土木部「週休 2 日制確保工事（土木工事）」実施要領（令和 8 年 10 月改定版）

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休 2 日制」の実現・定着を図っていくことが求められている。

本要領は、練馬区土木部の発注する工事において、「完全週休 2 日制」の実現・定着を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、土木部の発注する全ての工事を「現場閉所」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

（１）単価契約工事

（２）工事内容および施設の状等により対応が困難な工事

なお、工事内容および施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とすることができる（機械設備工事は「交替制」の対象外）。

3 週休 2 日の考え方

（１）現場閉所

ア 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

イ 週休 2 日

（ア）完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

また、住民からの要望等の受注者の責めに帰さない事由により、土日に現場作業を実施する必要がある場合で、事前に発注者の承認を得て、当該作業日の前後 1 週間以内に作業日数と同日数の現場閉所を行ったときは、当該の土日を現場閉所日として取り扱い、完全週休 2 日（土日）を達成したものとみなす。

（イ）月単位の週休 2 日

週休 2 日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行っ

たと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

ウ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(2) 交替制

ア 週休2日

(ア) 完全週休2日

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者および技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者および技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者および技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者および技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

ウ 技術者および技能労働者とは、施工体制台帳上の元請および下請技術者等が対象となる。

エ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

4 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。

(2) 工事契約時

受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者および技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

ア 受注者は、完全週休2日（土日）または交替制における完全週休2日の達成に努めるものとする。

イ 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。（別紙1）

ウ 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

エ 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

オ 受注者は、工事施工中において、完全週休2日（土日）または交替制における完全週休2日の達成が困難となった場合は、月単位の週休2日の達成に努めるものとする。

（4）工事完了時

ア 現場閉所

受注者は、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別紙2）または工事日報を作成し、発注者へ報告する。

イ 交替制

受注者は、技術者および技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別紙3）を作成し、発注者へ報告する。休日確保状況報告書の提出時には、技術者および技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者および技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

5 工事成績評定

以下に示す書類を提出し、かつ現場閉所における完全週休2日（土日）または交替制における完全週休2日を達成した場合は、「創意工夫と熱意」の評価対象項目において、加点対象として評価する。

（1）現場閉所における完全週休2日（土日）：「現場閉所報告書」（別紙2）

（2）交替制における完全週休2日：「休日確保状況報告書」（別紙3）

なお、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、「基本的な技術力と成果の評価」の工程管理の評価対象項目において、不備または減点評価とすることがある。

6 留意事項

（1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。

（2）発注者における現場閉所状況または技術者および技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

7 適用

この要領は、令和8年10月1日以降起工（決定）する案件に適用する。

広報板記載例(参考様式)

〇〇〇〇工事のお知らせ
週休2日制確保工事※1

この工事は、●●●●●●●●工事で、令和〇〇年〇月頃に完成する予定です。

皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

絵・図

工事件名 ●●●●●●●●工事(その〇)
工事箇所 練馬区〇〇町〇丁目地内
工事概要 延長 〇〇m
車道幅員 〇〇m
お気づきの点は、下記へご連絡ください。
練馬区維持保全担当課〇〇土木出張所
電話(〇〇〇〇)〇〇〇〇

〇〇建設株式会社
電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇

事業PR記載



©2011練馬区ねり丸

※2
本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組みである「週休2日制確保工事」です。

(注)

- ・※1は、すべての広報板に記載する。
- ・※2は、広報板A型、B型に記載する。(B'型、C型でも可能な場合は記載する。)
- ・フォント、文字の大きさ等に変更してもよい。

※3 対象外期間を除いた暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす。

完全週休2日の判定

∴ 完全週休2日達成

月単位の週休2日の判定

∴ 月単位の週休2日達成

[集計 (完全週休2日)]

会社名	氏名	対象期間週数	達成週数	完全週休2日
A建設	〇〇	9	9	○
	□□	9	9	○
	◇◇	9	9	○
B建設 (一次下請)	●●	9	9	○
	■	8	8	○
	◆◆	8	8	○
C電設 (二次下請)	△△	4	4	○
D工業 (二次下請)	▽▽	3	3	○

[集計 (月単位の週休2日)]

会社名	氏名	対象期間月数	達成月数	月単位の週休2日
A建設	〇〇	2	2	○
	□□	2	2	○
	◇◇	2	2	○
B建設 (一次下請)	●●	2	2	○
	■	2	2	○
	◆◆	2	2	○
C電設 (二次下請)	△△	1	1	○
D工業 (二次下請)	▽▽	1	1	○

[令和〇年4月第1週 (令和〇年4月1日～4月7日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設 (二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年4月第2週 (令和〇年4月8日～4月14日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設 (二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年4月第3週 (令和〇年4月15日～4月21日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設 (二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年4月第4週 (令和〇年4月22日～4月28日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設 (二次下請)	△△	3	0	0.0%	○
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年4月第5週 (令和〇年4月29日～5月5日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	4	57.1%	○
	□□	7	4	57.1%	○
	◇◇	7	4	57.1%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	4	57.1%	○
	■	7	4	57.1%	○
	◆◆	7	4	57.1%	○
C電設 (二次下請)	△△				
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年4月]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	30	9	30.0%	○
	□□	30	9	30.0%	○
	◇◇	30	9	30.0%	○
B建設 (一次下請)	●●	30	9	30.0%	○
	■	30	9	30.0%	○
	◆◆	30	9	30.0%	○
C電設 (二次下請)	△△	24	6	25.0%	○
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年5月第1週 (令和〇年5月6日～5月12日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	3	42.9%	○
	□□	7	3	42.9%	○
	◇◇	7	3	42.9%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	3	42.9%	○
	■	7	3	42.9%	○
	◆◆	7	3	42.9%	○
C電設 (二次下請)	△△				
D工業 (二次下請)	▽▽				

[令和〇年5月第2週 (令和〇年5月13日～5月19日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設 (二次下請)	△△				
D工業 (二次下請)	▽▽	4	2	50.0%	○

[令和〇年5月第3週 (令和〇年5月20日～5月26日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設 (一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設 (二次下請)	△△				
D工業 (二次下請)	▽▽	7	2	28.6%	○

[令和〇年5月第4週(令和〇年5月27日～6月2日)]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	2	0	0.0%	○
	■				
	◆◆				
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	2	0	0.0%	○

[令和〇年5月]

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	31	10	32.3%	○
	□□	31	10	32.3%	○
	◇◇	31	10	32.3%	○
B建設(一次下請)	●●	28	10	35.7%	○
	■	26	10	38.5%	○
	◆◆	26	10	38.5%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	13	4	30.8%	○

※「会社名」、「氏名」、「対象期間月数」、「達成月数」、「対象期間週数」、「達成週数」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する。

※ 集計のシートについて

対象期間週数・月数について、元請会社は技術者および技能労働者の従事期間の日数から換算した週数・月数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数から換算した週数・月数を基本とする。

※対象期間日数について、元請会社は技術者および技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者および技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

※必ず検算する。